

<学校生活全般>

1 登校前

(1) 検温

- ・毎日自宅にて検温する。
- ・37℃以上熱がある場合は、自宅待機をする。(平熱が高い生徒は別途対応)
- ・37℃以上の熱がない場合も、頭痛、鼻水、咳、喉の痛み、下痢、倦怠感、味覚臭覚異常がある場合は自宅待機をする。

(2) 健康観察簿

- ・登校前に Teams で体温と症状の有無を入力する。健康状態の報告をする。

(3) 持ち物等

- ・マスクを必ず着用する。
- ・予備のマスク、タオルなど持ってくる。

2 登校中

- ・マスクを必ず着用する。
- ・徒歩の場合密集せず、会話も控えめにする。
- ・公共交通機関を利用する際は、マスクの着用と会話をしない。

3 登校後

(1) 手指消毒

- ・登校後すぐに石けんでの手洗いをする。
- ・クラス担任は健康観察前に手洗いを確認し、まだ行っていない生徒はすぐに行く。

(2) 健康観察 (担任が行うこと)

- ・担任によるホームルームでの健康チェック
(朝の HR を 20 分延長し、体調不良者がいないことを確認する。)
- ・担任は Teams に入力されたデータをチェックし、対面確認ののち有症状者および家族に症状が出ている生徒は帰宅させる。
- ・前日まで休んでいた生徒が登校した場合は、症状がないか確認する。症状が残っている場合は帰宅させる。

4 授業

【教室】

(1) 換気の確認

- ・気候の良いときは窓をすべて開ける。
- ・冬季、夏季は対角線に2カ所の窓や扉を空け、サーキュレーターを使用する。
- ・必要に応じて全部の窓を開ける。

(2) マスクの確認

- ・教員、生徒が全員マスクをしているか確認する。

(3) 対面にならない工夫を徹底

- ・グループ学習やペア学習の際には距離を取るか、なるべく対面にならないよう注意して行う。

【体育】

(1) マスク着用

- ・指示がある場合を除きマスクを常に着用させる。教員は常にマスクをする。
- ・準備運動や指示待ちの時、ゲームの待ち時間などはマスクをつける。
- ・更衣中、移動中はマスクを着用する。

(2) 会話・発声

- ・マスクを外した時は、距離がなければ会話をしない。
- ・運動中はマスクをしないので、プレー中のコミュニケーション以外は会話をしない。
- ・マスクを外して大声を出すようなことをしない。
- ・プレー中の歓声や声援など大声を出す場面を極力少なくする。

(3) 手指消毒

- ・授業前後には手洗い時間を設け、手洗いをを行う。

(4) 用具消毒 (授業者が行うこと)

- ・毎時間終了後に共用用具を消毒する。

(5) 3密回避（授業者が行うこと）

- ・授業間の休み時間が短いため、授業前後の時間を更衣時間に充て、時間差で終了させるなど更衣室での密を防ぐ。

5 食事

【教室】（学年職員が行う。）

(1) 昼食監督

- ・学年職員を教室に配置し、昼食時に話したり向き合ったりしないよう監督する。（食事中会話禁止）

(2) 昼食時間を設定

- ・昼休みのうち 12:35 から 12:55 を昼食時間に設定し職員が監督する。

(3) 間食対応

- ・授業間に補食を取る場合は、補食場所を指定し学年職員が指導する。

【食堂】

- ※食堂業者と協議し、感染予防対策を決定する。

6 職員の健康管理

- (1) 毎朝の健康チェックを出勤前に Teams で入力する。管理職が確認し、有症状者は出勤しない。

- (2) かぜ症状が見られる職員はすぐに帰宅する。

7 新たな取り組み

- (1) 第一体育館の換気装置を活用する。

- ・活動中は大型扇風機を使い、排出と外気導入を行い大量の換気をする。

- (2) 有症状者の推移を把握

- ・クラス単位で欠席者数、有症状者数の日ごと推移を観察し9時までに管理職へ報告する。

- ・部活動単位で欠席者数、有症状者数の日ごと推移を観察し異常を感じた場合はすぐに管理職へ報告する。

- ・管理職は日ごと推移を確認し、有症状者の増加傾向が見られる場合は、学校医等と相談のうえ活動の可否を判断する。

- (3) 健康観察簿作成

- ・健康観察簿の作成を継続し、いつでも保健所へ提出できるよう準備する。

8 環境改善

- (1) 職員の執務室人数制限

- ・体育科職員の執務室を分散する。
- ・その他の研究室も移動できる部屋を見つけて分散する。

- (2) リモート会議

- ・会議室での密をさけるため、重要案件以外はできるだけリモートで行う。

9 教職員の意識改革・向上

- ※再開後職員研修を実施する。さらに別で部活動顧問対象の研修も行い、職員全体の意識改革と向上を図る。

- (1) 生徒へ指導する上での感染予防対策の知識

- (2) 本校の取り組みについての共通理解

- (3) 生徒指導の共通理解

- (4) 教職員自身の意識改革・向上

10 生徒への指導

- ※再開後のホームルームや部活動での説明を行う。

- (1) 新型コロナウイルスの特性について

- (2) 感染症予防の基本について

- (3) 本校の取り組みについて

- (4) 生徒の意識変化を促す

- ・生徒の自主的な取り組みを募集

- ・生徒会、保健委員会活動などの取り組みを促す

<部活動>

1 各部共通事項

- (1) 激しい運動や楽器演奏以外の場面はマスク着用を徹底する。

- (2) 練習前後の手洗いを徹底する。（定期的な手洗いも推奨する。）

- (3) 練習前の健康観察を徹底する。（症状がある生徒は参加しない。）

- (4) 部室の換気および利用人数の制限をする。
- (5) 食事する場合は対面をせず、会話を禁止する。
- (6) 指導者のいない練習を極力避ける。
- (7) 3密、大声を極力回避する。
- (8) 練習場所の換気を徹底する。
- (9) 毎日の健康観察簿を分析し、有症状者の増加傾向を監視し管理職に報告する。
- (10) 部員の中に予防対策監視係を複数人指名し、スモールリーダーとして活動する。

2 各部ごとの対策（別資料）

※運動部、文化部それぞれの競技団体が作成する感染症予防ガイドラインを遵守する。

3 学校外の来校者への対応

- (1) 来校者名簿に体温・連絡先を記入し、症状が無いか確認する。
- (2) 練習試合など団体の場合は、事前に健康観察を実施してもらい、当日来校した時に名簿の提出をお願いする。（健康状態良好者以外は来校させない。）
- (3) 来校者には本校の感染防止策を守ってもらう。

4 第1体育館の使用法改善策

- (1) 使用時間帯を工夫し、同時に使用できる団体は2団体までとする。
- (2) 体育科教室やランニングコースを着替え場所に開放し、部室が密にならないようにする。
- (3) 活動中は、外への出入り口（1・2階）に大型扇風機を置き、大量の換気を常時行う。

<学校再開後の計画>

※12月23日からの計画

【学校生活】

- 12月23日（水）学年ごとの分散登校（2時間程度）
- 12月24日（木）冬季休業 ～ 1月6日（水）冬季休業
- 1月7日（木）登校開始 通常登校

【部活動】

- 12月24日（木）～31日（木）・・・本格的活動再開に向けた段階的準備期間とする。
 - ・活動する場合は感染症予防対策の実施を入念に確認しながら活動する。
 - ・活動時間や人数を調整しながら活動し、体調面を段階的に回復していく。
 - ①再開初日には改めて部活動毎の感染症予防対策を顧問・生徒で確認する時間を設ける。
 - ②生徒一人あたりの活動時間を調整し、段階的に増やしていく。
 - ・①②の条件を2日おきに見直ししながら徐々に活動を拡大する。
- ※特に室内での活動は換気を十分に行い慎重に設定する。
- 1月1日（金）～1月6日（水）・・・本格的活動再開
 - ・他校からの来校者がいる場合には、感染症予防対策が守られているか確認しながら活動する。
 - ・活動の終わりに予防対策が取られていたか確認する。